

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定による<u>認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う</u>フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図 1 とし、次の <u>a)～d)</u>のとおりとする。 図 1—格付の表示の様式 a) <u>A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。</u> (削る。) b) JAS の文字の高さは、<u>A の 3/10 としなければならない。</u> c) 認証機関名の文字の高さは、<u>A の 1/5 としなければならない。</u> d) 認証機関名は、略称を記載<u>してもよい。</u> 3 格付の表示の方法 各枚又は各こりの見やすい<u>箇所に、</u>付さなければならない。	1 適用範囲 この表示の様式及び表示の方法は、<u>取扱業者及び外国取扱業者が</u>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に<u>基づき</u>行うフローリングの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。 2 格付の表示の様式 格付の表示の様式は図 1 とし、次の <u>a)から c)</u>のとおりとする。 図 1—格付の表示の様式 a) <u>円の外径は、25 mm 以上としなければならない。</u> b) <u>円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。</u> c) JAS の文字の高さは、<u>円の外径の 3/10 としなければならない。</u> d) 認証機関名の文字の高さは、<u>円の外径の 1/5 としなければならない。</u> e) 認証機関名は、略称を記載<u>することができる。</u> 3 格付の表示の方法 各枚又は各こり<u>ごとに、材面</u>の見やすい<u>箇所に</u>付さなければならない。